

しちのへ 農業委員会 だより

通 巻 40号 (令和4年11月)
発 行 七戸町農業委員会事務局
所 在 七戸町字森ノ上131-4
電 話 68-2967

家 族 経 営 協 定 調 印 式

令和4年7月14日【家族経営協定調印式】が行われ、野月紀幸さん(経営主)と野月修也さん(後継者)が協定書に署名捺印し、天間会長、上北地域県民局の蝦名農業普及振興室長の立会いのもと、『**明るい家庭 ゆとりある作業 ゆとりある暮らし**』をスローガンに家族経営協定を締結しました。天間会長からは、「後継者不足が叫ばれている中、今回の締結で1人の後継者が確保できたことは大変喜ばしいことです。今後は、家族で話し合いながら将来に向けて明るく楽しい家庭を築いていただきたい」とあいさつがありました。



人 ・ 農 地 プ ラ ン 等 地 域 説 明 会



令和4年9月12日から9月30日まで11地区において農林課と共催で農業政策についての説明会を開きました。農業委員会からは、令和5年度から2年間で作成する『地域計画』に含まれる目標地図作成について説明しました。令和5年度に入ると、農家の皆さんへアンケート調査を行い、これをもとに各地区の農家さんと農業委員が一堂に会して話し合いをし、10年後の自分の農地を誰が耕作しているかを示す目標地図を作成することになります。農家の皆さんには、ぜひご協力をお願いします。

農地移動適正化あっせん事業

農地中間管理機構は農地の「売買」も仲介します！

～規模拡大や農地の集約で生産性を向上させましょう～

青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農業支援センター)では、経営規模を縮小・経営転換する方や、経営規模の拡大をめざす方、農地を集約し、生産性向上を図ろうとする方のため、税制の優遇措置など多くのメリットがある「農地の売買事業」を実施しています。

農地を売りたい方、買いたい方は、お気軽に市町村・農業委員会へご相談ください。

規模縮小農家
経営転換農家
の所有する農地

買入れ

農地中間管理機構
(あおもり農業
支援センター)

売渡し

経営規模の拡大や
農地集約・生産性
向上を図る農家



農地売買希望の方注目!!



農地の「売買」には、特典がいっぱい。

農地を売る方

☆代金は、契約・登記後、速やかに確実に支払われます。
☆譲渡所得税等(住民税、国民健康保険税及び後期高齢者医療制度保険料等)
の特別控除が受けられます。 ※介護保険料には適用されません。
・農地中間管理機構に売った場合・・・ 800万円控除
・買入協議による場合・・・ 1,500万円控除

農地を買う方

☆買い受け時の税金が軽減されます。
・登録免許税・・・1%に軽減(通常2%)
・不動産取得税・・・3分の2に軽減



お問い合わせ先

○青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農業支援センター)
TEL(017)773-3131 FAX(017)734-1738
○市町村の農林担当課・農業委員会でもご相談できます。